



ニュースレター
2011年5月号

FRASERS
INTERNATIONAL LAWYERS

弊事務所のニュースレター5月号へようこそ。今月号では、興味深い法律情報をご提供し、重要な事項である「外国投資家」及び「外資系企業」に関する定義並びにこれらの用語に関するベトナムの重要な法律規定をレビューします。

、今月号ではその他に以下の法律問題を検討します。

- 知的財産権法の進展及び機密特許に関する国家管理について
- 先月号ニュースレターで検討した通達3号を続けて、インフラ整備案件の投資を定める政令24号について
- 通関エージェントの開設運営に関する規制及び通関申告を促進する政府の奨励政策について

タバコ産業及びタバコ産業への外国投資を規律する通達2号について

最後に、政令22/2011/ND-CP 号の下で、月額83万ドンという新しい最低賃金基準が2011年5月1日から適用されることを留意します。

ベトナムの重病新生児への支援

毎年、ベトナムの1歳未満子供における新生児の死亡率は60%近くを占めています。これは驚くべき高い統計データです。最近、ダナン市において設立された婦人子供病院は、母親及び新生児の健康状態の改善、新生児の死亡率の削減をその目標としています。

Frasers Foundationを介したFrasersは、ダナン市の婦人子供病院における未熟児及び特別なケアが必要な患者向けの看護病室を支援しています。Frasersは毎年、一連のCSR、募金活動に参加しました。VinaCapital Foundation、ダナン市の医療局などの公的機関及び民間団体と共に5月27日にダナン市で行われたベビー日に参加したのはその一例であり、これは、未熟児で生まれた数千人の新生児の生活改善に貢献するという我々の約束です。

弊社のCEO兼マネージング弁護士であるマークフレイザー氏は、こう言いました。「我々は、未熟児の死亡率がグローバルの重要な問題であると認識しています。これもまた、Frasersの今年度の最も大きなチャリティー活動です。我々は、ベトナムの新生児の生命救急に役に立つ重要な医療設備の提供を通じて、未熟児の家族、医療スタッフと共に未熟児に生存チャンスを与えることができ、とても光栄です」。

今月号のニュースレターは興味深い情報を確信してご提供します。我々がご提供する課題に対する[読者のコメント](#)、

ニュースレター 2011年5月号



意見はnewsletter@frasersvn.comという電子メールアドレスまでご送付していただければ、幸いです。

「外国組織」及び「ベトナム組織」に関するベトナム法律規定

ベトナム法律では、「外国組織」、「ベトナム組織」、「外国投資家」、「国内投資家」、「ベトナム企業」及び「外資系企業 (FIE)」など様々な用語を使っています。ただし、これらの用語は異なる法律において異なる意味を持ちます。これは、ベトナムで事業を行う企業だけではなく、これらの法律を施行する当局にも混乱をさせました。

ベトナム以外の個人又は企業の投資家にとっては、ベトナム国内組織と外国組織が異なる申請手続が適用されるかどうかは重要な課題です。外国投資家のベトナム企業への投資は、当該企業に適用する規制、申請手続及び適用法規を全く変更させることがあり得ます。

我々はこのようない貫性及び透明性が欠けている法律問題を解決する徹底的な対策を提供することが残念ながらできないが、読者がこれらの用語を認識するために、これらの用語を使う法律の最も共通的な解釈を与える示唆をご提供します。

民法

政令138/2006/ND-CP号は、外国人及び外国組織に関連する民事関係を定める民法施行細則を定めました。民法では、法主体の国籍は、個人又は組織が国内であるかどうかを決める手段です。政令138号では、「外国組織」とは、外国法又は国際法に従って設立されたベトナム組織ではない組織であると定めました。

この規定は、所有比率を定めないので、とりわけベトナムにおけるFIEを特定する簡単な手段です。

投資/企業

投資法及びその施行細則を定める政令108/2006/ND-CP号(政令108号)では、外国投資家とは外国人又は外国組織がその資本を使ってベトナムに投資するものであると定めました。また、同政令では、FIEとは、外国投資家が設立した企業又は外国投資家がM&Aで株式を購入したベトナム企業であると定めました。

そうであれば、ベトナム企業はその株式の1%を外国投資家に売却すれば(当該企業がベトナム資本及び外国資本によって構成される場合を含める)直ちにFIEになるのでしょうか？

投資法の用語に照らしてみれば、その回答は「はい」となり得ます。これは、最近、地方政府の計画投資局(DPI)から出されたガイドラインの一部で確定されました。すなわち、外国投資家がベトナム企業の株式を購入し、又は資本を出資

ニュースレター

2011年5月号



する(比率を問わない)場合に、その営業登録証明書(BRC)及び外国投資案件の投資証明書の改正を求められます。ただし、このガイドラインは、外国投資家がベトナム企業の株式を購入するときに当該企業は企業法に従って登録手続をするべきことを定めた政令108号第56条1項に抵触しているように見られます。なぜならば、企業法は、投資証明書の申請を定めなかったです。

企業の設立経営に関する法律専門家によれば、企業法は投資経営の条件を定めず、外国投資家、FIEを定義しません。また、最近に公布された企業法の施行細則である政令102/2010/ND-CPでは、国内投資家と外国投資家を区別しなかったです。政令102号によれば、外国投資が定款資本49%以上を保有するベトナムで設立された企業は、外国投資家に対する投資経営の条件を適用されます。ただし、ベトナムが加盟する国際条約が異なる規定を定める場合はその限りではありません。外国投資が当該企業の定款資本の49%以下を保有する場合には国内投資家に適用する条件を適用されます。政令102号は「投資家」の用語を使っていますが、その定義を定めなかったため、投資家の意味が特定されていません。

実際に、多くのDPIは外資のある企業をすべてFIEとし、経営登録証明書及び投資証明書の変更手続を求めました。従って、投資家はこれらの手続を注意する必要があります。

M&A

外国投資家がベトナム企業へ出資し又は株式を購入する背景において外国投資家のベトナム企業への出資又は株式の購入を定めました2009年6月18日付決定88/2009/QD-TTg (決定88号)及び2010年9月6日付通達131/2010/TT-BTC号は、「外国投資家」、「ベトナム企業」に関する定義について、以下の規定を定めました。

決定88号に定義されたベトナム企業とは、法律に禁止されていない以下の分野や業種において経営活動を行う経済組織です。

株式化又は所有権が移転される100%国家所有企業

企業法に従って設立された株式企業、有限会社、合名会社及び個人会社

このように、「ベトナム企業」という用語は、ベトナム居住企業として読み理解すべきです。国内企業及び外国企業の定義をさらに見てみましょう。

決定88号に定める外国投資家は外国組織及び外国人を含めます。具体的には以下の通りです。

外国法に従って設立し運営する組織及びその海外子会社及びベトナムの子会社である。

その資本49%以上が外国人に保有され、ベトナムで設立運営する組織である。

その資本49%以上が外国人に保有される投資ファンド及び投資証券会社である。

ニュースレター

2011年5月号



ベトナム又は海外に定住しているベトナム国民以外の外国人である。

以上のように、株式の購入及び資本の出資という文脈からすれば、49%以上の資本が外国人に保有され、ベトナムに設立し、運営する組織が外国投資家と見なされます。

証券

証券を取り扱う法律規定では、外国投資家に関する一貫性のない定義が存在しません。決定121/2008/QD-BTC号は、証券市場における外国投資家の活動を規制します。この決定121号では、外国投資家とは外国居住主体及び外国に100%所有されるベトナム居住主体です。

同一な分野では、決定121号と抵触して、証券市場に参入する外国投資家の割合を規定する決定55/2009/QD-TTgでは、外国投資家とは、外国居住企業であるか又は外資が49%以上を占めるベトナム居住企業です。この定義は、外資が49%以上を占める証券投資企業を含めます。

同決定は、上記の決定88号と一貫していますが、決定21号と一貫していないので、混乱を招きます。実際にベトナム当局は、この分野における外国投資家をどのように定義すべきのかという統一した政策を出していません。

商業権について

商法の施行細則である政令23/2007/NĐ-CPは、ベトナムにおける外資系企業の商品販売及び商品販売に直接関連する活動を定めます(政令23号)。

政令23号は、販売調達の営業許可を求めるすべてのFIEに対して適用します。ただし、政令23号及び2005年商法もFIEに関する定義を定めません。我々は、FIE企業が外資の割合かそれとも他の方法で確定されるのか判断できません。これらの規制の文言からすれば、外資の最も少ない割合を持つ企業でも、FIEの営業許可の申請手続を適用されます。

財産

土地法、家屋法、不動産経営法及びそれらのガイドラインで使われる「外国組織・外国人」及び「国内組織・個人」の用語は、土地使用者又は土地定着財産の所有者を示します。ただし、法律では、これらの用語に関する定義を定めません。不動産はベトナム政府に規制されている重要な業種です。実際に、当局は、経済組織又は組織として呼ばれる主体を100%国内保有組織として法律を解釈します。すなわち、すべてのFIEは、その外資が1%であっても、外国組織として確定され、特別規制を適用されます(例えば、政府を除き、以下の土地使用者から土地使用权を賃借することができません)

ニュースレター

2011年5月号



結論

以上の法律を検討した結果から明らかになったことは、現行の様々な法律及び規制に使われる「外国組織」、「外資系企業」及び「外国投資家」の用語は、その定義及び使い方に一貫性及び透明性が欠けています。法律における明確な定義が存在せず、特定分野においてもこれらの用語が異なる意味で使われています。

その結果、関係規定は、その背景及び一定のケースのみにおいて適用できるので、当該法律を適用される企業のみならず、これらの規定を施行する当局にも混乱を招きます。

実際に、ベトナム当局は、許認可の手続又は経営条件を適用する際に自己の判断で、特定の企業が外国企業であるか否かを決める事が良く見られます。その結果、法の安定性が問題となり、企業は更なる行政負担を負わざるを得ないこと

法律の名称	外国実体をもたらした外資系の%
民法	外資%ではなく、主体の国籍に基づく。
投資法	如何なる割合
企業法	外国という定義が存在しない。
政令102号(企業法の施行細則)	49%以上
決定88号及び通達131号: M&A	49%以上
決定121号: 証券	100%
決定55号: 証券	49%以上
政令23号: 商業権	如何なる割合
土地法、家屋法、不動産経営法	如何なる割合

です。

知的財産権に関する新しい政令における機密発明の規定及びその他の変更

産業財産権(特許、意匠、商業秘密、商号、地理的表示)に関する知的財産権法の施行細則である2006年9月22日付政令103/2006/ND-CP号(政令103号)が施行された5年後、様々な改正が求められています。その結果、2010年12月31日に政府は、新年クラッカーである政令122/2010/ND-CP号を定めました(政令122号)。知的財産権に関するベトナム

ニュースレター 2011年5号



の現行法は全体的に知的財産権に関する国際条約に適用しています。ただし、政令122号では以下の通り、複数の重要な変更を定めました。

秘密特許

諸外国(米国、ロシア、デンマークなど)では秘密特許を保護する規定が見られているが、ベトナムの知的財産権を定める政令122号ははじめて「秘密特許」の概念が導入されました。政令122号では、秘密特許とは、当局が国防安全に属する国家機密として確定された特許です。秘密特許には、秘密特許書又は秘密実用新案書があります。さらに、機密特許、機密実用新案の申請書は公表されず、国家機密保護法に従って保持されます。機密特許、機密実用新案の使用、使用権の移転、申請書の提出権限の移転、所有権の移転は、国家機密保護法に従って国家権力機関の許可が必要です。

この規制では、秘密特許の所有権が承認され、通常の特許と同様に保護されますが、その所有者の使用、排除の自由が厳しく制限されます。

地理的表示に対する国家管理について

地方名物は、例えばボルドーワインのように国家商品、そして国際商品として高く好まれる商品になりえますので、その地理的表示を保護する必要があります。

知的財産法では、製品の原産地を示す地理的表示は、地理的表示、集団商標及び認証商標という3種類の工業所有権の登録を通じて保護されます。地理的表示への異なる保護規制の登録を確保するために、政令122号は、国家管理にする規制を改正しました。

政令122号では、省の人民委員会がその地方名物に関する地理的表示の登録を申請・管理し、地方名物の原産地を示す地名、その他の印を認証する商号登録を許可します。

工業所有権のエージェント・サービスに関する規制

政令122号は、工業所有権のエージェントサービスの認証及び特定の条件を満たさない工業所有権エージェントの除名手続を定めました。これは、営業条件及び関係法律の遵守義務を区別しています。すなわち、政令122号では、違法行為は工業所有権のエージェントサービス認証の撤回又は除名の条件として定めなくなりました。

インフラ整備の投資案件に関する新しい規制について

弊事務所ニュースレター4月号においてすでに説明しましたBOT投資案件に関する通達03/2011/TT-BKHDT(通達3

ニュースレター 2011年5月号



号)を加えて計画投資省は2011年4月5日に政令24/2011/ND-CP(政令24号)という新しい規制をさらに定めました。通達3号は政令108/2009/ND-CP号(政令108号)の施行指導を目的としました。これに対して、政令24号は政令108号の一部条項の改正を定めました。政令24号の留意すべきポイントは以下の通りです。

新しい投資分野の創設

政令108号では、政府はBOT形態を通じたインフラ整備又は現存業務の改善、拡大、近代化、運営及び管理に関する投資を奨励する以下の5つ分野を定めました。

- a/ 道路、道路橋梁、道路トンネル、フェリー
- b/ 鉄道、鉄道橋梁、及び鉄道トンネル
- c/ 空港、港湾、及び河川港湾
- d/ 上水道、下水道、廃棄物下水収集処理所
- e/ 発電所及び送電線

政令24号は、インフラ整備の需要を反映する潜在的な投資分野である医療、教育、文化、スポーツ及び政府機関の事務所などを定め、インフラ整備投資案件として政府から奨励される分野を6分野まで増加した。

フィージビリティ・スタディ報告に関する規制

フィージビリティ・スタディ報告は、BOT投資プロジェクトの重要なコンポーネントです。権限のある政府機関によって作成されたこの報告は BOT案件のパラメータ及び入札引合書を確立し、選定された投資家との交渉の道を開きます。

政令24号は政令108号で設定されたフィージビリティ・スタディ報告内容に関する規定を改正しました。特に、建設法に定めた項目を加えて、BOTプロジェクトのフィージビリティ・スタディ報告書には、以下の5つ主要な事項を含める必要があります。

他の投資形態と比較した、BOTやBTOプロジェクトの実施の必要性と利点の分析

案件運営から収集する商品、サービス、価格、期待収益の説明

案件の建設と運営期間、提案される管理・運営方法の説明

案件の引渡・引受の条件及び方法の説明

投資奨励及び政府保証(該当の場合)の申請

BOTプロジェクトの潜在的な投資家にとって、このような詳細な情報はプロジェクト範囲に関する明確なアイデアを提供し、入札の準備と投資の計算を助言する有益な情報です。

ニュースレター 2011年5月号



権限当局の変更

政令24号では、フィージビリティ・スタディ報告やプロジェクト提案を承認する以下の2つの政府機関を定めました。

首相は国会決議による重要なプロジェクトのフィージビリティ・スタディの報告を承認する。

大臣、省同級機関の長及び省人民委員長はその他の案件のフィージビリティ・スタディの報告を承認する。

後者について、政令24号では、大臣、省同級機関の長及び省人民委員長は関係法律に従ってフィージビリティ・スタディ報告を承認する前に、政府保証及び国家予算の投入に関する提案を首相に提出しなければなりません。

政令24号は2011年5月20日より施行されます。

通関申告エージェントの登録運営の条件を定める政令 14/2011/ND-CP 号

通関申告エージェントは適法な経営方法として数年前から承認されていました。ただし、この業種に関する法的な枠組みが制限されているので通関申告エージェントの数が限られています。

通関申告エージェントが不十分であるので、企業は、関税局からの説明を求め又はアドホックの形で輸出・輸入手続をする資格のある者を採用せざるを得ません。商業の観点からすれば、これは効果的なやり方ではなく、逆に関税局に負担を与える原因であり、また政府の立場からすれば、輸出輸入の管理が困難になります。

そこで、政府は2011年2月16日に政令79/2005/ND-CP(政令79号)を取り変わる政令14/2011/ND-CP号(政令14号)を公布しました。政令14号は、数年前に設立されたにもかかわらず、十分に運営されていない通関申告エージェントの活性化を図ろうとしています。

ベトナム法律では、通関申告エージェントは、輸出入品の税関申告手続を行う輸出入者の代理業者です。通関申告エージェントは、輸出入品の所有者との契約に基づいてサービスを提供します。政府は、これまで個々の輸出入者とのやり取りというやり方の代わりに、プロ的なサービスを提供する通関申告エージェントの活用を通じて、通関申告時間を短縮しようとしています。

政令14号もまた、通関申告エージェントの設立を以下の方法で改善しようとしています。

通関申告エージェントのスタッフになる条件を変更する

以前に政令79号では、通関申告エージェントのスタッフとして以下の3つ要件を定めました。

ベトナム国民であること

経済又は法律の知識を有すること

ニュースレター

2011年5月号



税関申告業務の資格を有すること

これに対して、政令14号は上記の条件を加えて、通関申告エージェントのスタッフが少なくとも3ヶ月以上通関エージェントに勤務する経験を持つべきという規定を定めました。この条件は、通関エージェントのスタッフの専門能力の強化を図ろうとしています。すなわち、通関業者は、高質のサービスを提供するために輸出輸入業務及び税関手続に関する法律規定を精通しなければなりません。

通関エージェントスタッフのカードの発行、管理に関する改正

政令79号では、通関業者の資格を示すカードが、要件を満たした通関エージェントスタッフに10日以内に交付されることを定めました。以前に関税局はこのカードを発行する機関でした。ただし、この規定は通関エージェントの責任を制限し、関税局に負担を与えました。

これに対して、政令14号では、法的な要件を満たした通関エージェントのスタッフは通関エージェントから5日以内にカードを発行されます。このカードを発行した通関エージェントは、そのスタッフの資格について法的な責任を負います。

その他に、通関エージェントは関税総局のホームページにおける所定の書式を使って、営業3日以内にカードを発行されたスタッフの氏名を公表しなければなりません。

また、通関エージェントは財政省が定めた書式で通関エージェントカードの管理、使用に関する内部規制を作成し、通関エージェントカードの管理・使用について責任を負います。

通関エージェントの通関手続に関する優先度

政令14号は通関エージェントに対して複数のインセンティブを与えます。同政令第12条では、関税局と通関エージェントのインターネットオンラインについて、関税局は通関エージェントに対して技術協力、輸出入手続のサポート、税関法律の新規規制に関する情報の共有、税関業務及び関連する法律情報の提供という義務を負います。

留意すべきことは、関税法及び財政省のガイドラインによれば、政令14号に定めた通関エージェントを通じた通関は、その他の申告より優先されます。

このように、通関エージェントは発展する機会を与えられ、通関手続に関して他の申告者より有利な条件を与えられるので、通関サービスというビジネスが今後十分に活発すると期待されます。

違反の取締について

政令14号は、規制の重要性を高め、消費者を守るために、通関エージェント及びそのスタッフに対する禁止行為のリスト及び制裁を定めました。通関エージェント又はそのスタッフは、違反行為をした場合に営業許可が回収されることがあ



ニュースレター 2011年5月号



ります。

政令14号は2011年4月1日から施行されます。

タバコの製造経営に関する新しい規制について

タバコ産業は高度な規制をかけられる分野であるにもかかわらず、外国投資家にとって魅力的な投資分野です。タバコ産業は世界中に重く規制されているが、ベトナムでは、WTO協定の適用をされておらず、国営企業の独占産業です。商工大臣は、2011年1月28日に通達02/2011/TT-BCT(通達2号)を公布して、2007年7月18日付のタバコ製造経営に関する政令119/2007/ND-CP(政令119号)のガイドラインを定め、2008年11月25日付の通達14/2008/TT-BCT(通達14号)を代替しました。

全体的に、通達2号は通達14号に比べて変更する規定が少なかったが、留意すべき点は以下の通りです。

ライセンスの発行期間の短縮

通達2号では、タバコ原材料の取引要件の満足度を審査期間は、適切な申請書類を受けたときから起算して15日から10日に短縮されました。通達2号はさらにタバコ原材料の加工やタバコ製品製造に関する要件を審査し、許可を発行する期間を定めました。すなわち、通達2号では、この期間は通達14号に定めた30日から20日に短縮されました。

製造・加工協力契約を通じたタバコ製品の製造に関する外国投資

政令119号では、タバコ製品の製造に関する外国投資案件は、タバコの製造を認められるベトナム国営企業が支配権を持つ合弁会社又はタバコの製造を認められるベトナム国営企業との経営協力(製造加工契約及び商標ライセンス契約を含める)という2つ形で行うことができます。以前に通達14号は商号ライセンス契約に基づくタバコの製造加工協力契約を通じた外国投資に関する具体的な手続を定めました。

これに対して、通達2号は、タバコの製造加工協力契約を通じた外国投資を禁止するわけではないが、これらの協力に関する必要な許認可手続を定めませんでした。すなわち、製造協力契約を通じた外国投資は、まもなく認められなくなり、また関連手続がまもなく適用されなくなると推定されます。